

令和2年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
1	R2 11/30	東伸エンジニアリング(株)	東京都品川区西五反田2-29-9	令和2年12月1日 ~ 令和3年9月30日 (10か月)	<p>同社の元取締役が、平成31年2月ごろ、別府市朝見浄水場の機械設備工事の入札に関し、便宜を図ってもらった見返りに、元別府水道局工務課長に現金100万円を渡したとして、令和2年11月16日、大分県警察から贈賄の容疑で逮捕された。</p> <p>措置要領別表第2 措置要件3 (贈賄・あっせん利得)</p>
2	R3 1/15	(有)辻田建機	宇佐市大字四日市2873-8	令和3年1月16日 ~ 令和3年1月29日 (2週間)	<p>同社は、令和2年12月21日、元請として受注した、市発注の令和元年度(繰)宇市公下江須賀64号幹線2工区汚水管渠埋設工事において、工事関係者が立坑底部のコンクリート打設のため2連はしごを降る際に落下し負傷事故を起こしたため</p> <p>別表第1 措置要件7 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故)</p>
3	R3 3/30	森松工業株式会社	岐阜県本巣市見延1430-8	令和3年3月31日 ~ 令和3年11月30日 (8か月)	<p>貴社の社員3名が、令和3年1月23日に兵庫県赤穂市の職員に対する贈賄の疑いにより逮捕、令和3年2月10日に神戸地方検察庁より起訴された。</p> <p>措置要領別表第2 措置要件3 (贈賄・あっせん利得)</p>